

特定公共賃貸住宅入居申込要領

特定公共賃貸住宅に入居する場合は次の条件を備えていることが必要です。

【入居資格】

- ① 所得(政令月収^{*1})が月額 158,000 円以上で 487,000 円以下の者。
※40 歳未満の場合は月額 123,000 円以上で 487,000 円以下の者。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)がある者。
- ③ 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

*¹ 政令月収とは：入居の基準となる月収

- ・収入のある方全員の合計所得から所得税法に準じた方法により扶養等を控除した額を 12 で除した額のこと。

【添付書類】

申し込みの際には次の書類の添付が必要です。

1. 本人及び同居の親族の住民票謄本及び所得証明書
2. 納期の到来している市町村税を完納している証明書
3. 連帯保証人との確約書
4. その他、上記書類が提出された場合でも入居資格の判定が困難な場合は追加書類をお願いすることがあります。
5. 婚姻の予約がある場合には、その予約を証する書類

問い合わせ先：太良町役場建設課

TEL : 0954-67-0313

入居資格の収入計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{年間合計所得金額} - \text{所得控除額の合計}) \div 12$$

所得控除額の種類及び金額（所得税法に準じる）

・給与所得等控除(給与所得等を有する者)	10万円
・扶養親族等控除（本人以外の同居者又は扶養親族）	38万円
・特定扶養親族控除（扶養親族のうち16歳以上23歳未満）	25万円
・身体障害者控除	27万円
・特別身体障害者控除	40万円
・老人扶養親族控除（70歳以上）	10万円
・寡婦（夫）控除	27万円
・ひとり親控除*	35万円

（※寡婦控除と重複する場合はひとり親控除が優先）

※本人の所得金額が27万円未満の場合はその所得金額

（例1）

本人（所得3,000,000円）、配偶者（所得1,000,000円）、扶養している子が2人の4人家族の場合

$$\{(3,000,000\text{円}+1,000,000\text{円})-(100,000\text{円}\times 2\text{人})-(380,000\text{円}\times 3\text{人})\}\div 12 \\ =221,666\text{円}$$

（例2）

本人（所得2,500,000円）、配偶者（所得1,000,000円）、扶養している子が2人（内1人が16歳以上23歳未満の子）の4人家族の場合

$$\{(2,500,000\text{円}+1,000,000\text{円})-(100,000\text{円}\times 2\text{人})-(380,000\text{円}\times 3\text{人})-250,000\}\div 12 \\ =159,166\text{円}$$

（例3）

本人（所得3,000,000円）扶養している子が1人の2人家族の場合

$$3,000,000\text{円}-100,000\text{円}-380,000\text{円}-350,000\text{円}\div 12=180,833\text{円}$$